

野田市一般職の職員の特殊勤務手当
の支給に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和4年12月21日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第67号

野田市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

野田市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成3年野田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第6項を次のように改める。

6 条例附則第6項第2号の規則で定める額は、4,000円とする。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。